健康保険証は「マイナ保険証」へ移行されるため、令和６年１２月２日（月曜日）から

新規発行されなくなっております。

新しく子ども医療給付受給資格者証を登録される方、加入している医療保険の変更の手続き等に、健康保険加入情報が必要なため、手続きの際は、以下のもので確認されていただきます。

手続きの際は、お忘れのないようにお願いします。

【医療保険加入情報の確認のための提出書類について】

以下１～４のいずれかの書類をご提出ください。

1. 健康保険証の写し

※マイナンバーカードの写し不可

令和６年１２月２日（月曜日）以降の健康保険証廃止後は、使用可能な経過措置期間に限る。

1. 医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」の写し
2. 医療保険の保険者から交付された「資格確認書」の写し
3. マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報」画面の写し

・１～３について、写しの提出が難しい場合は、原本を持参してください。

・１～４について、提出が難しい場合は、対象児童のマイナンバーカードを持参してください。

児童名・保険者番号・保険者名・記号・番号（枝番含む）・被保険者名・資格取得日（認定日）が記載されているかをご確認の上、ご提出ください。

参考

各提出書類について、以下のPDFを参考にご覧ください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　問い合わせ　民生課　子ども子育て支援係

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL　099-222-3141